

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成三十三年四月十日までとすること。
(附則第三項関係)

第二 南スーダンを仕向地とする貨物の輸出に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要するものとする。
(別表第三の二関係)

第三 この政令は、平成三十一年四月十二日から施行すること。
(附則関係)